

軽自動車税にかかる税制改正について

平成 28 年度から原動機付自転車、軽二輪、二輪小型自動車及び小型特殊自動車の税率が引き上げとなります。

軽自動車(四輪以上及び三輪)については、平成 27 年 4 月 1 日以降に最初の新規検査を受けるものから新税率が適用されます。

また、軽自動車税においてもグリーン化をすすめる観点から、最初の新規検査から 13 年を経過した軽自動車(四輪以上及び三輪)については、平成 28 年度から新税率の約 20%の重課となります。

平成 27 年度中に最初の新規検査を受けた軽自動車(四輪以上及び三輪)で、環境負荷の小さいものについて、平成 28 年度の税率を軽減する特例措置「軽自動車税のグリーン化特例(軽課)」を適用します。

1. 原付や 125 cc 以上のバイク、小型特殊自動車

平成 28 年度から次のとおり税率を変更します。

車種		平成 27 年度まで (年税額)	平成 28 年度から (年税額)
原動機付自転車	50 cc 以下	1,000 円	2,000 円
	50 cc を超え 90 cc 以下	1,200 円	2,000 円
	90 cc を超え 125 cc 以下	1,600 円	2,400 円
	50 cc 以下ミニカー	2,500 円	3,700 円
軽自動車二輪(125 cc を超え 250 cc 以下)		2,400 円	3,600 円
二輪の小型自動車(250 cc を超えるもの)		4,000 円	6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600 円	2,400 円
	その他のもの	4,700 円	5,900 円

2. 軽自動車(四輪以上及び三輪)

最初の新規検査年月(車検証の「初度検査年月」)により、現行税率、新税率、重課税率(平成 28 年度から)のいずれかの税率になります。

車種			(1) 現行税率	(2) 新税率 (平成 27 年度から)	(3) 重課税率 (平成 28 年度から)	
自動車	四輪以上 (660 cc 以下)	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
			営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
		貨物	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
			営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
	三輪(660 cc 以下)			3,100 円	3,900 円	4,600 円

裏面もご覧ください →

(1) 現行税率

平成 27 年 3 月 31 日以前に最初の新規検査を受けた車両で、最初の新規検査から 13 年を経過するまで適用。

(2) 新税率(平成 27 年度から)

平成 27 年 4 月 1 日以降に最初の新規検査を受けた車両で、最初の新規検査から 13 年を経過するまで適用。

(3) 重課税率(平成 28 年度から)

グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から 13 年を経過した車両に対し、新税率の概ね 1.2 倍の税率を適用。(動力源または内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用の軽自動車及び被けん引車は、重課税率の対象外)

(4) 軽課税率(グリーン化特例 平成 28 年度のみ)

平成 27 年度中(平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで)に最初の新規検査を受けた車両で、排出ガス性能及び燃費機能の優れた環境負荷の小さいものについて、平成 28 年度分の軽自動車税を軽減する特例措置を適用。

車種				税率(年税額)		
				(ア) 新税率の 75% 軽減	(イ) 新税率の 50% 軽減	(ウ) 新税率の 25% 軽減
軽自動車	四輪以上 (660 cc 以下)	乗用	自家用	2,700 円	5,400 円	8,100 円
			営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
		貨物	自家用	1,300 円	2,500 円	3,800 円
			営業用	1,000 円	1,900 円	2,900 円
	三輪(660 cc以下)			1,000 円	2,000 円	3,000 円

(ア) 電気自動車、天然ガス軽自動車(平成 21 年排出ガス 10%軽減)

(イ) 乗用:平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成(★★★★)かつ平成 32 年度燃費基準+20%達成車

貨物:平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成(★★★★)かつ平成 27 年度燃費基準+35%達成車

(ウ) 乗用:平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成(★★★★)かつ平成 32 年度燃費基準達成車

貨物:平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成(★★★★)かつ平成 27 年度燃費基準+15%達成車

※(イ)、(ウ)については、内燃機関の燃料が揮発油(ガソリン)の軽自動車に限ります。

※燃料基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

お問合せ

多良木町役場 税務課住民税係

0966-42-1254(直通)